

総合研究開発機構法を廃止する法律案要綱

第一 総合研究開発機構法の廃止

総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）（以下「旧法」という。）は、廃止すること。

（本則関係）

第二 施行期日

施行期日は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日とすること。

（附則第一条関係）

第三 旧法の効力

旧法の規定は、総合研究開発機構（以下「機構」という。）が解散をする場合にあつてはその清算終了の登記の時、財団法人に組織変更をする場合にあつてはその組織変更の時までの間は、なおその効力を有するものとする。

（附則第二条関係）

第四 財団法人への組織変更

一 機構は、平成二十年三月三十一日までの間に、民法第三十四条の規定により設立される同様の業務を

行うことを目的とする財団法人に組織を変更することができること。（附則第三条及び第四条関係）

二 機構の組織変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこと。

（附則第五条関係）

三 政府以外の出資者及び機構の債権者は、機構に対して、組織変更に関する書面等の閲覧等の請求をすることができること。

（附則第六条関係）

四 債権者保護手続をとること。

（附則第七条関係）

五 組織変更は、組織変更後の財団法人の設立の登記をすることによって、その効力を生ずること。

（附則第九条及び第十条関係）

第五 出資者の持分の取扱い

一 機構が財団法人に組織変更をする場合には、政府以外の出資者は、機構に対し、その持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができること。

（附則第八条関係）

二 政府の持分及び払戻請求のなかった政府以外の出資者の持分については、その持分に相当する金銭が、組織変更後の財団法人に対し無利子で貸し付けられたものとすること。

（附則第十一条関係）

第六 機構の解散

機構が組織変更をしない場合には、平成二十年三月三十一日の経過する時に現に存する機構は、その時に解散すること。

(附則第十二条から第二十八条まで関係)

第七 その他

- 一 罰則に関する規定を設けること。
- 二 この法律の施行に伴い、関係法律の所要の整備を行うこと。

(附則第二十九条及び第三十条関係)

(附則第三十一条から第三十八条まで関係)